

えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議

2023（令和5）年5月30日

東京弁護士会

第1 決議の趣旨

当会は、えん罪被害者を速やかに救済するため、国に対し、刑事訴訟法第4編「再審」（以下「再審法」という。）について、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む改正を速やかに行うよう求める。

第2 決議の理由

1 再審に関する日本弁護士連合会の取り組み

（1）再審請求の支援

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、1959年の徳島事件以来、再審請求支援に取り組み、日弁連が再審請求を支援した事件のうち吉田、弘前、加藤、米谷、滝、免田、財田川、松山、徳島、梅田、島田、榎井村、足利、布川、東電女性社員殺害、東住吉、松橋、湖東の各事件（18件）について、再審無罪判決が確定している。

このような成果を上げる一方、日弁連が再審請求を支援してきた名張、大崎、福井、袴田の各事件は、一度は再審開始決定を得たものの、検察官の不服申立によりその後に取り消され、未だに救済されていない（袴田事件は2023年3月に再審開始決定が確定し、近く再審公判が開かれる予定である。）。

さらに、日弁連の再審支援事件の中には未だ再審開始にさえたどり着くことができないものも多数存在しているという現実も厳然と存在する。

（2）再審法改正案の提案

そこで日弁連は、再審請求支援と並行して、再審法の改正運動にも取り組み、これまで「昭和37年改正要綱」、白鳥・財田川決定を契機とした「昭和52年改正案」、死刑再審4事件を契機とした「昭和60年改正案」「平成3年改正案」を提案してきた。

(3) 2019年人権大会決議

2019年10月の人権擁護大会（徳島）において、日弁連は、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択した（以下「2019年人権大会決議」という。）。

この決議は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

① 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化

② 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

を含む再審法の改正を速やかに行うよう求めたものである。

(4) 再審法改正実現本部の設置、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」のとりまとめ

日弁連は、2022年6月16日理事会決議において、再審法改正実現本部を設置した。

そして、日弁連は、2023年2月17日、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、同月21日付けで法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。同意見書は、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化及び再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む、再審法の速やかな改正を求めるものである。

2 再審に関する当会の取り組み

(1) 会長声明等

当会はこれまで再審に関する会長声明を、足利、布川、東電女性社員殺害、名張、袴田、大崎、福井、飯塚等の各再審事件について発出してきた。

また、当会は、2010年から人権擁護委員会に再審部会（現在の第6部会）を設置し、東京高裁管内の再審事件について、日弁連の再審支援とは別途、独自に再審支援の審査等を行ってきた。

(2) 再審法改正実現本部の設置

当会は、日弁連の2019年人権大会決議、2022年の再審法改正実現本部の設置に対応して、2023年2月13日の常議員会決議により、再審法改正実現本部の設置を承認した。同本部は、同年4月から活動を開始している。

(3) 「東京三弁護士会再審法改正実現シンポジウムー再審法改正の実現に向けてー」の開催

さらに当会は、2023年3月18日、日弁連再審法改正全国キャラバンとして、「東京三弁護士会再審法改正実現シンポジウムー再審法改正の実現

に向けて一」を、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とともに主催し、日弁連と共催して開催した。

鴨志田祐美弁護士（京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行）に基調講演をいただき、鴨志田弁護士、水野智幸弁護士（第一東京弁護士会、元裁判官、法政大学法科大学院教授、袴田事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部委員）、神山啓史弁護士（第二東京弁護士会、足利事件弁護団、東電女性社員殺害事件弁護団、名張事件弁護団）をパネリスト、泉澤章弁護士（東京弁護士会、足利事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部事務局次長）をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行った。会場からは、村山浩昭弁護士（東京弁護士会、静岡地裁で袴田事件の再審開始決定を出した元裁判長）、根本渉弁護士（第一東京弁護士会、福岡高裁宮崎支部で大崎事件の再審開始を認める決定を出した元裁判長）からご発言をいただき、袴田ひで子氏（袴田巖氏の姉）からビデオレターをいただいた。

シンポジウムには150名以上（会場参加70名、オンライン参加81名）が参加し、再審法改正の早期実現の必要性が確認された。

3 再審に関する近時の重要な裁判例

（1）日野町事件の再審開始決定

2023年2月27日、大阪高裁は、いわゆる「日野町事件」の第2次再審請求の即時抗告審につき、再審開始を決定した原決定（大津地裁2018年7月11日決定）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を維持する決定をした。

日野町事件は、1984年12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件である。被害者が営む立ち飲み酒店の常連客であった故阪原弘氏（以下「阪原氏」という。）が犯人として逮捕、起訴されたが、阪原氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

本件は、阪原氏と犯人を結び付ける直接の物的証拠も十分な状況証拠もなく、任意性と信用性に疑問のある自白調書しかないという脆弱な証拠構造であった。しかし、第一審判決（大津地裁）は、自白の信用性はないとしながらも状況証拠から有罪を認定し、無期懲役の判決を言い渡した。他方、控訴審判決（大阪高裁）は、状況証拠から有罪認定はできないとしながらも自白の基本的根幹部分は信用できるとして、控訴を棄却した。最高裁は、第一審と控訴審で有罪認定の根拠が齟齬する中で、2000年9月に上告を棄却し、

無期懲役の有罪判決が確定した。

阪原氏は、2001年11月に第1次再審請求を申し立てたが、服役中に病に倒れ、2011年3月に亡くなり（享年75歳）、阪原氏の遺志を引き継いだ遺族が2012年3月、第2次再審請求を申し立てた。

第2次再審請求では、証拠開示によって、有罪認定に影響を及ぼした引当捜査に係る実況見分調書の作成過程に疑義を示す写真ネガの存在が判明するなどし、2018年7月11日、再審請求審（大津地裁）は、白鳥・財田川決定に則して新旧全証拠を総合評価し、再審開始を決定した。上記大阪高裁決定は、引当捜査についての疑問から阪原氏の犯人性を推認することはできず、阪原氏が虚偽のアリバイ主張をしたとも言えない等として、大津地裁の再審開始決定を維持したものである。

しかし、検察官は、上記大阪高裁決定を不服として、最高裁に特別抗告を行った。

（2）袴田事件の再審開始決定

2023年3月13日、東京高裁は、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求の差戻後の即時抗告審について、原決定（静岡地裁2014年3月27日決定）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を認める決定をした。

袴田事件は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巖氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後にみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審（静岡地裁）は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求（請求人は袴田巖氏の姉ひで子氏）に対し、再審請求審（静岡地裁）は、2014年3月27日、再審開始を決定するとともに、袴田巖氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した。弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け実験報告書等の新証拠を踏まえ、確定有罪判決の根拠となった「5点の衣類」は袴田巖氏が着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、捜査機関により証拠がねつ造された疑いがあると判断したものである。

これに対して検察官が即時抗告を行い、即時抗告審（東京高裁）は、20

18年6月11日、弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け再現実験報告書等の新証拠の証拠価値を否定し、静岡地裁の再審開始決定を取り消して再審請求を棄却した。

弁護団の特別抗告により、最高裁は、2020年12月22日、「5点の衣類」に付着した血液の色に関するみそ漬け実験報告書や専門家意見書の証拠価値を否定した即時抗告審決定について、審理を尽くさずにこれらの証拠価値について誤った評価をしたものとして取り消し、東京高裁へ差戻す決定をした（差戻しをすることなく再審開始を自判すべきとする2名の裁判官の反対意見が付されている。）。

差戻後の即時抗告審（東京高裁）では、主に「5点の衣類」に付着した血液の色に関する事実取調べが行われたが、弁護団の主張立証を理論的にも実証的にも裏付けるものであった。差戻後の即時抗告審決定は、科学的知見に基づいた判断によって、弁護団の主張立証の信用性、捜査機関による証拠のねつ造の可能性を認め、白鳥・財田川決定に則して新旧全証拠を総合評価した上で、再審開始を認めた静岡地裁決定に対する検察官の即時抗告を棄却したものである。

検察官は、差戻後の即時抗告審決定に対する特別抗告を断念し、静岡地裁の再審開始決定が確定した。

4 再審法改正の必要性

（1）現在の再審法の問題点

これまでの日弁連の再審請求支援、再審無罪の成果を踏まえても、再審は「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあり、その原因は現在の再審法が抱える制度的・構造的な問題にある。当然のことながら、再審請求手続においても適正手続（憲法第31条）が保障されなければならないところ、現行の再審法の規定は、全体で500を越える刑事訴訟法の条文の中でわずか19条しか存在せず、再審請求での具体的審理のあり方は裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多い。そのため、裁判体による審理の充実度の違いが、再審開始の可否の判断にも影響していることが指摘されている（再審格差）。すなわち、再審請求審においては、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていないのである。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請

求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

(2) 再審請求手続における全面的な証拠開示の必要性

ア 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（中略）について検討を行うものとする」と規定された。

これを受け、2017年、最高裁、法務省、警察庁、日弁連で構成する刑事手続に関する協議会（四者協議）が設けられたが、最高裁、法務省、警察庁の消極的な姿勢により、四者協議の議論は全く進んでいない。

イ しかしながら、以下のように、近年においても、確定審において裁判所にも弁護人にも開示されなかった検察官手持ち証拠の開示が再審開始に結びついた事件は多数存在する。

これらの事件の経験に照らしても、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化が必要不可欠である。

(ア) 布川事件

第2次再審請求において、請求人が「自白」した際の録音テープが開示され、多数の編集がされていることが明らかとなった。

また、請求人らの特徴と全く異なる目撃供述、被害者方に第三者の毛髪が落ちていたことを示す鑑定書等も開示された。

(イ) 東京電力女性社員殺害事件

被害者の膣内容物から被害者を含む2名分のDNA型が検出され、被害者以外のもう1人のDNA型は請求人以外の第三者のものであることが明らかとなった。

また、被害者の身体に付着した唾液の血液型が請求人とは異なる型であることを示す鑑定書が開示された。

(ウ) 松橋事件

請求人が自白において「凶器の刃物に巻き付け、後に燃やして捨てた」と供述していたシャツの左袖部分を、検察庁が保管していたことが判明し、この自白が全くの虚偽であったことが明らかとなった。

(エ) 湖東事件

再審開始後の再審公判において、警察から検察庁に送致されていなかった無罪方向の証拠（解剖医が「被害者」は自然死の可能性があると回

答した捜査報告書等)が開示された。

再審無罪判決の言渡時に裁判長が、「本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数ありました。そのうちの一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されなかったかもしれません」旨述べたほどであった。

(オ) 日野町事件

阪原氏が死体発見場所・金庫発見場所を知っており、誰に教えられることなく案内できたという捜査結果が有罪認定の大きな根拠となっていたが、第2次再審請求において、捜査時に撮影された写真のネガが開示され、引当捜査結果を記載した実況見分調書の写真が大幅に入れ替えられていたことが明らかとなった。

(カ) 袴田事件

第2次再審請求において、①「5点の衣類」の発見時のカラー写真、ネガ、②「5点の衣類」のズボンを販売した会社の役員の供述調書、③自白調書、取調録音テープ等が開示された。

上述のように、「5点の衣類」に付着した血液の色に関する争点について、最高裁は再審請求を棄却した即時抗告審決定を取り消して差戻し、差戻後の即時抗告審において弁護側の主張が認められ、再審開始に至ったものである。

(3) 再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止の必要性

ア 現行法上、再審請求棄却決定(刑事訴訟法第446条、第447条)、再審開始決定(同法第448条)のいずれに対しても、即時抗告ができることとされている(同法第450条)。検察官は、この規定を根拠に、再審開始決定に対する不服申立(即時抗告、異議申立、特別抗告)を行っている。

しかし、現行刑事訴訟法の再審規定は、日本国憲法の施行により、憲法第39条の「二重の危険」の禁止に基づいて不利益再審を廃止し、「無辜の救済」の制度に特化したものである。検察官の役割も、有罪を立証する「当事者」ではなく、「無辜の救済」のために裁判所の審理に協力する「公益の代表者」(検察庁法第4条)でなければならない。

我が国の再審法のルーツであるドイツにおいても、1964年に再審開始決定に対する検察官抗告を立法で禁止している。

イ 法務省・検察庁は、「検察官が再審開始決定に対し抗告をし得ることは、公益の代表者として当然のこと」「違法、不当な再審開始決定があった場

合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまう」と主張している（第198回国会衆議院法務委員会における法務省刑事局長の答弁）。

しかし、現行の再審制度は、①再審請求、②再審公判の2段階の手続となっている。①の段階は、裁判のやり直しをするかどうかを決める「前さばき」の手続であり、②が実際にやり直しの裁判を行う段階であり、検察官はこの時点で有罪の主張立証が可能である（現行の実務を前提とすれば、検察官は控訴、上告も可能である。）。したがって、①の段階で、検察官が不服申立を繰り返す必要はない。

なお、付審判請求について最高裁昭和52年8月25日決定（刑集第31巻4号803頁）は、「刑訴法266条2号の決定については、審判に付された被告事件の訴訟手続において、その瑕疵を主張することができるものと解するのが相当であるから、原決定は同法433条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあらず、本件抗告の申立は不適法である。」と判示している。再審開始決定についても、検察官は再審公判で有罪を争えるのであるから、同様の状況であるということができる。

ウ 再審開始決定に対する検察官の不服申立により、以下のように、審理が長期化し、えん罪被害者の救済が大幅に阻害される事態となっている。

これらの事件の経験に照らしても、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止が必要不可欠である。

（ア）名張事件

2005年4月に名古屋高裁が再審開始を決定したが、検察官の異議申立により、2006年12月に同高裁は再審開始決定を取り消した。その後、2015年10月に第9次再審請求の途中で、請求人は89歳で死亡した。

現在、請求人の遺族により第10次再審請求が行われている。

（イ）大崎事件

2002年3月に鹿児島地裁は再審開始を決定したが、検察官の即時抗告により、2004年12月に福岡高裁宮崎支部で取り消された。

2017年6月に鹿児島地裁は再度の再審開始を決定し、2018年3月に福岡高裁宮崎支部は検察官の即時抗告を棄却したが、検察官の特別抗告により、2019年6月、最高裁は再審開始決定を取り消し、再

審請求を棄却した。

現在、請求人は95歳であり、第4次再審請求が行われている。

(ウ) 日野町事件

2018年7月に大津地裁は再審開始を決定したが、検察官の即時抗告により、2023年2月の大阪高裁の即時抗告棄却決定までに約4年7ヶ月の期間を費やした。

検察官の特別抗告により、再審開始決定の確定までに、さらに長期間がかかる見込みである。

(エ) 袴田事件

2014年3月に静岡地裁が再審開始を決定したが、検察官の即時抗告により、2018年6月に東京高裁は再審開始決定を取り消した。2020年12月に最高裁は東京高裁決定を取り消して差戻し、2023年3月に差戻後の即時抗告審において、検察官の即時抗告が棄却され、検察官が特別抗告を断念したため、再審開始決定が確定した。

静岡地裁で再審開始決定が出されてから約9年の年月が経過しており、袴田巖氏は現在87歳という高齢である。

検察官が特別抗告を断念したために再審開始決定が確定したが、検察官が特別抗告をしていた場合には、さらに長期間がかかっていたものである。

5 まとめ

上述のように、日弁連はこれまでも再審法改正を提案してきたが、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

2023年2月に大阪高裁が日野町事件で再審開始を認める決定を出したこと（検察官が特別抗告）、同年3月に東京高裁が袴田事件で再審開始を認める決定を出したこと（確定）等により、再審についての社会の関心はかつてない程に高まっている。再審法改正を実現するには、今においてほかにない。

よって、当会は、えん罪被害者を速やかに救済するため、国に対し、再審法について、

- ① 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- ② 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む改正を速やかに行うよう求めるものである。

以上